

令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（県内建設業者）

1 申請の対象者

令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者であって、かつ（3）に該当する者

（1）熊本県知事許可を有する建設業者

令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了している者。

（2）国土交通大臣許可を有する建設業者

令和5年（2023年）7月1日から令和6年（2024年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了している者。

（3）令和6年度（2024年度）4月1日時点において、熊本県工事入札参加者資格を有する者であって、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本県工事入札参加者資格を有しない者

2 申請の受付

（1）申請方法

郵送申請

（2）受付期間

令和7年（2025年）6月23日（月）から令和7年（2025年）7月25日（金）まで

（3）提出先（郵送申請の場合）

〒862-8570（住所記載不要）

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願 担当

3 提出書類

	提出書類
(1)	令和7・8年度（2025・2026年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（別記様式1、2、3-1、3-2、4）
(2)	「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し ※熊本県知事許可を有する建設業者にあつては、令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの ※国土交通大臣許可を有する建設業者にあつては、令和5年（2023年）7月1日から令和6年（2024年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの

	提出書類
(3)	審査対象事業年度に係る変更届出書（事業年度終了）の「直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」の写し
(4)	国税（法人税と消費税及び地方消費税）に未納税額がないことの証明書（その３の３）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から３か月以内のもの ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出
(5)	熊本県税に未納税額がないことの証明書（28号様式）（旧・その６証明書）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から３か月以内のもの ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出
(6)	経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、指名願の申請日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類 ① 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書） ② 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

※いずれの書類も提出部数は１部

４ 資格審査及び結果通知

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成１５年熊本県告示第２２１号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- （２）３に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- （３）経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は、受け付けない。ただし、指名願の申請日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りでない。
- （４）国税及び県税に未納税額がある者の申請は、受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。
- （５）審査の結果は、令和７年（２０２５年）９月末までに文書にて通知する予定である。

5 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和7年（2025年）10月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

6 その他

- （1）入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める申請要領に基づき申請すること。
- （2）別に定める申請要領は、令和7年（2025年）6月頃に定め、熊本県ホームページ等において公表するものとする。

7 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願 担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話096-333-2485